

**承認容器として使用する期間の更新に係る審査書**  
**(NPC型,三菱原子燃料株式会社)**

原規規発第 2009142 号  
令和 2 年 9 月 14 日  
原子力規制庁

## 1 . 審査の結果

三菱原子燃料株式会社(以下「申請者」という。)から提出された「承認容器使用期間更新申請書」(令和 2 年 8 月 25 日付け三原燃第 20-0296 号(令和 2 年 9 月 3 日付け三原燃第 20-0352 号をもって一部補正)。以下「申請書」という。)については、審査の結果、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「規則」という。)第 2 3 条第 1 項の規定に適合しているものと認められる。

## 2 . 申請の概要

( 1 ) 輸送容器の名称

N P C 型

( 2 ) 承認容器の数

26 ( 外容器 ) 234 ( 内容器 )

N P C 型輸送容器は、外容器と内容器を任意に組み合わせて使用できる。

( 3 ) 更新の理由

承認期間終了後も当該輸送容器の使用を予定しているため。

( 4 ) 核燃料輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

## 3 . 審査の方針

承認容器として使用する期間の更新に当たっては、規則第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを確認する。

## 4 . 審査の内容

申請者は、核燃料輸送物設計変更承認申請書(平成 27 年 8 月 10 日付け三原燃第 15-038 号(平成 27 年 9 月 7 日付け三原燃第 15-048 号をもって一部補正))で定めたとおり、当該輸送容器の性能を維持するために、保管中等の性能維持管理を行うとと

もに、年 1 回以上(年間の使用回数が 10 回を超えるものにあつては使用回数 10 回ごとに 1 回以上)の定期自主検査を実施し、その性能が維持されていることを確認したとしている。

原子力規制庁は、申請者が、当該輸送容器の性能を維持するために、年 1 回の定期自主検査を実施し、検査の結果は合格基準を満たしており、その性能が維持されていることを確認したことをもって、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを確認した。